

2 目的外使用許可部分の経費区分

文化創造センター等には、広島市が建物使用について団体等へ目的外使用許可している部分がある。これに係る共益費は広島市が団体等へ直接請求し、収入とするが、文化創造センター等の指定管理者は、これを一旦立替払いした後に、目的外使用許可分を計算し、広島市へ報告することとする。広島市はこの報告を受け、当該団体等へ請求し、広島市に納入させるものとする。

なお、この立替分の経費は、文化創造センター等の指定管理者への指定管理料の上限額に含んでいる。

[平成26年度の目的外使用許可の状況]

内 容	階	使用面積	共 益 費					備考
			電気料	ガス料	上下水道料	清掃	警備	
(公財) 広島市文化財団 (事務所)	1階	352.05 m ²	○	○	○	○	○	
指定管理者 (事務所)	1階	203.08 m ²						※管理代行業務以外の自主事業を行う場合
(公社) 広島交響楽協会 (楽器庫)	2階	76.82 m ²	○				○	
(有) 新見仕出し弁当店 (レストラン)	1階	63.47 m ²	○	○	○		○	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社 (携帯電話基地局)	地下1～2階	0.33 m ²	○					
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株) (公衆無線LAN基地局)	地下1・1階	0.24 m ²	○					
自動販売機 (飲料水・18台)	1・2・7・8階	13.86 m ²	○		○			平成27年度から指定管理者の自主事業として実施することができる。
自動販売機 (アイスクリーム・2台)		1.57 m ²	○					
自動販売機 (酒類・1台)		0.42 m ²	○					
自動販売機 (洗剤・2台)	7階	0.14 m ²	○					
自動販売機ゴミ回収ボックス (24台)	1・2・7・8階	4.72 m ²						
コインランドリー (3台)	7階	1.38 m ²	○		○			
公衆電話 (2台)	1・2階	0.48 m ²	○					
物品販売区画	2階	8.89 m ²	○					
100円インターネット	8階	0.40 m ²	○					
コインロッカー (9台)	2階	3.52 m ²						

※ また、(株)ソフトバンクモバイル (携帯電話基地局) の使用の許可を検討しており、広島市が使用を許可した場合、同様に対応すること。

経費の算出方法 (目的外使用許可部分の実費請求の計算方法)

レストラン、携帯電話基地局及び公衆無線LAN基地局の電気、ガス、水道料は副メーターにより使用料按分することとし、その他は副メーターによる使用料按分、面積按分など広島市が定める方法により算出する。